

定款および諸規程等集

特定非営利活動法人
環境汚染等から呼吸器病患者を守る会

定款および諸規程等集

目 次

- 1 定 款
- 2 「エパレク」会則
- 3 正会員の構成および会費等に関する規程
- 4 顧問設置要綱
- 5 非常勤職員設置要綱
- 6 災害時の呼吸器病患者相談室設置要綱
- 7 NPO法人エパレク 講師料等支払基準
- 8 NPO法人エパレク 感謝状贈呈基準

定 款

特定非営利活動法人 環境汚染等から呼吸器病患者を守る会

本法人の定款に相違ありません。

理事長 灰田美知子

特定非営利活動法人 環境汚染等から呼吸器病患者を守る会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 環境汚染等から呼吸器病患者を守る会 という。英文での名称は通称を（E P A R E C）エパレクという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区北青山1丁目6番1の106号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、近年の環境汚染、ストレス、喫煙、食生活の変化等が主原因と思われる、気管支喘息（Asthma）をはじめとする、一般呼吸器疾患患者を対象に病状実態の認識向上への貢献、および同病の治療に精神的、薬事的な知識の支援、経済的アドバイス等を実施することを主目的とする。
上記の患者対象の活動のみならず、潜在患者等の発病防止のため、環境汚染防止諸対策に寄与する諸活動を実施することにより、一層の目的の普及と達成をはかる。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 喘息患者および一般呼吸器疾患患者を対象とした、次の具体的な支援活動
 - a. 治療薬に関する知識の向上のためのセミナー等の開催
 - b. 罹病による失業者への、再就職支援のための各種アドバイス等の活動
 - c. 特定医療手当の取得方法と知識普及のための説明会の開催
 - d. 罹病による精神的苦痛、およびストレス等からの脱却へのアドバイス
 - e. a～d に関しての医師と患者の質疑応答等の説明会開催

- (2) 禁煙、分煙運動のイベントの主催と普及、啓蒙活動等
 - a. 禁・分煙運動のイベントの主催と各種の普及活動
 - b. 他団体による同種イベントの積極的支援と協力など
- (3) 呼吸器疾患罹病防止のための環境汚染防止、自然環境保護等に関して次の具体的普及、啓蒙活動
 - a. 講演会、講習会、セミナー、シンポジウムの開催
 - b. 同上会場においての医療器具の頒布
 - c. パンフレット、CD-ROM、ホームページ等の広報ツールの作成
 - d. 機関紙、研究報告書、啓蒙書等の発刊
- (4) 同目的または、類似目的をもつ団体との情報交換およびネットワークの構築事業

(収益事業)

第6条 この法人は、前条の特定非営利活動にかかる事業を実施するに当たり、活動資金が不足する場合、特定非営利活動事業に係わる事業に支障のない範囲で、次の収益事業を行い、その収益を特定非営利活動にかかる事業に充てるものとする。

- (1) 機関紙への広告の掲載
- (2) ホームページ上にバナー広告の掲載
- (3) 一部イベント等において目的と直接係らない医療器具等（血圧計、体脂肪測定器等）の販売
- (4) 協力団体、賛助会員会社の広告用または、製品の知識等普及用パンフレットの企画制作販売、および販売促進用贈呈品の制作販売
- (5) 現在開発調査中の呼吸器病患者対象の各種保険が、正式認可された場合、その契約と販売
- (6) 各種医療情報の調査と統計資料の作成と販売
- (7) 当会活動目的遂行に係わるIT化事業および、同システムの開発と普及のための販売

第2章 会 員

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、法という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人および団体 なお、一時的に寄付される個人、団体については、「協賛者」とし、会員扱いはしない

(入会)

第8条 この法人の入会に関しては、特に条件は定めない。

- 2 本会に入会を希望するものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあった場合、正当な理由がなかり、入会を認めなくてはならない。
- 4 理事長は、第1項の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金、会費)

第9条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

ただし、会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉、秩序、品位を著しく傷つけ、または目的に反する行為を

したとき

(抛出金品の不返還)

第13条 すでに納入された入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類および定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 4名以上、15名以内とする

(2) 監事 1名以上、2名以内とする

2 理事のうち1名を理事長とし、3名以内の副理事長および1名の常務理事を置くことができる。

(選任等)

第15条 理事および監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長および常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 常務理事は、常務を処理し、事務局長を兼ねることができる。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび、総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまで、その任期を延長することができる。
- 3 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第19条 役員が下記に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められたとき
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業計画および収支予算ならびにその変更
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) 役員を選任または解任、職務および報酬
- (6) 入会金および会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ）その他、新たな業務の負担および権利の放棄
- (8) 事務局の組織および運営
- (9) その他、運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員の総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書類により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第16条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した

書面により、(電子メールにても可) 開催日の少なくとも、5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ、開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なものとし、各1個とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人とし表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の運用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名が、記名

押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または、電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の同意がある場合は、これを短縮することができる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第34条第3号の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事会における表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、前条の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印または署名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動事業に関する資産と、収益事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) 収益事業会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経ねばならない。

(予算の追加および更生)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加または更生をすることができる。

(事業の報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を

受け、総会の議決を経ねばならない。

- 2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち総会で議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長および必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長および職員の任免は、理事長が行う。

(組織および運営)

第57条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

<附則>

- (1) この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- (2) この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	宮本 昭正
副理事長	田中 一正

副理事長	灰田 美知子
副理事長	矢田 晃太郎
監事	山崎 有道
理事	折敷 郁也
理事	西川 茂
理事	岡田 龍一
理事	市川 輝男
理事	加藤 武

- (3) この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成16年6月10日までとする。
- (4) この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年3月31日までとする。
- (5) この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- (6) この法人の設立当初の入会金および会費は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

a. 入会金

正会員（非患者、一般呼吸器病患者） 20,000円

本会員を、当会はA会員と称し、当会の意図する活動方針に準拠した活動が可能な人。呼吸器病患者でもよい。

正会員（病歴3年以上の呼吸器病患者） 5,000円

原則として、病歴3年以上の呼吸器病患者で、B会員とする。

賛助会員（当会の趣旨、目的に賛同し、当会の活動に対して支援する一般の方、または団体） 30,000円

b. 年会費

正会員（非患者、一般呼吸器病患者） 20,000円

正会員（病歴3年以上の呼吸器病患者） 5,000円

賛助会員 1口／50,000円

詳細は上記、入会金の項目に準ずる。

附則

この定款は、平成 22 年 12 月 28 日から施行する。

「エパレク」会則

特定非営利活動法人
環境汚染等から呼吸器病患者を守る会

「エパレク」 会則

平成 15 年 3 月 1 日 制定
平成 22 年 9 月 10 日 改訂

特定非営利活動法人 環境汚染等から呼吸器病患者を守る会 (Expert Patient in Respiratory Care)

第 1 条 名 称

本法人の名称は、「特定非営利活動法人 環境汚染等から呼吸器病患者を守る会」と称し、通称は「エパレク」と称する。

英文の名称は、Expert Patient in Respiratory Care. (エキスパート
ペイシエント イン レスピラトリィ ケア) と称する。

第 2 条 目 的

本法人は、近年の環境汚染、ストレス、喫煙、食生活の変化等が主原因と思われる、気管支喘息 (Asthma) をはじめとする、一般呼吸器疾患患者を対象に病状実態の認識向上への貢献、および同病の治療に精神的、薬事的な知識の支援、経済的アドバイス等を実施することを主目的とする。

上記の患者対象の活動のみならず、潜在患者等の発病防止のため、環境汚染防止諸対策に寄与する諸活動を実施することにより、一層の目的の普及と達成をはかる。

第 3 条 組 織

本法人は、会員組織とし「正会員」「賛助会員」で構成する。正会員とは、本会の規定する資格を満たし、なお且つ自己意思により、本法人の目的を遂行できる環境下にある者を指す。

また、賛助会員とは、本会の趣旨・目的に賛同し、本会の活動に対し、経済的支援をはじめ、多角度からの支援を実施できる個人または、団体を指す。

第 4 条 運営および活動

本法人は特定非営利活動促進法を根拠にした団体で、運営および会員活動は、原則として「非営利行為」であり、運営費用の一切は、会費、協賛団体、支援者個人からの寄付金および、一部の収益事業によって賄うものとする。

近い将来には『呼吸器疾患患者をケアする組織の代表、という立場でのオピニオンリーダー』として、内外に広く認識されることで、国の医療行政にも発言権を有するグローバルな特殊団体に成長させることを目指す。

最終的構想は、環境保全対策と、関連疾患医療対策を、他の関係機関とともに、協力推進する特殊民間医療貢献機関としての地位を確立することにある。

第 5 条 役 員

本法人は、役員として、理事 4 名以上 15 名以内、監事 1 名以上 2 名以内を置く。理事のうち 1 名を理事長、3 名以内を副理事長、1 名を常務理事として置く。

理事長は、その地位にふさわしい有知識人とする。副理事長以下は、実務に堪能な有知識人とし、理事の互選によって選出され、任期は2年とする。

第6条 理事会

理事会は、役員を選出、会則の変更その他、本法人の運営に関する重要案件について、理事長が開催して決定する。

第7条 会 員

本法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員 本法人の目的に賛同し入会した個人

A 会員

本法人の趣旨、目的を十分に理解し、活動方針に準拠した行動が可能な者

B 会員

呼吸器病患者で、エキスパート・ペイシェント（熟練患者）となりうる者、または将来、患者として本法人の活動方針に充分、貢献できる者

一般会員

本法人の趣旨・目的に賛同し実質的または経済的支援をする者

(2) 賛助会員 本法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人および団体。

第8条 退 会

(1) 正会員、賛助会員の退会

正会員、賛助会員が、本人の意思で退会を希望する場合は、理由を明確に表明した上で自由に退会できる。

また、正会員が、著しく本会の名誉、品位を傷つけ、または趣旨、目的を甚だしく逸脱したり、秩序を乱した者は、理事会の決議を経て、退会勧告、または除名されることがある。

(2) 会員の自動退会

すべての会員のうち、年会費未納者に対し、期限を過ぎて1年以内に2回の催告をしてなお未納または、未回答の会員については、期限後一年経過した後に、自動退会とみなすものとする。

第9条 運営と活動の責任

本法人の活動方法と責任、および運営の方法と責任については、理事が、一切の実施責任を負うものとする。

第10条 本法人および会員の活動の内容

(1) 喘息患者および一般呼吸器疾患患者を対象とした、次の具体的な支援活動

a. 治療薬に関する知識の向上のためのセミナー等の開催

b. 罹病による失職者への、再就職支援のための各種アドバイス等の活動

c. 特定医療手当の取得方法と知識普及のための説明会の開催

- d. 罹病による精神的苦痛、およびストレス等からの脱却へのアドバイス
 - e. 上記 a~d に関する医師と患者の質疑応答等の説明会開催
 - f. 熟練患者による呼吸器病患者への支援活動
- (2) 禁煙、分煙運動のイベント主催と普及、啓蒙活動等
- a. 禁・分煙運動のイベントの主催と各種の普及活動
 - b. 他団体による同種イベントの積極的支援と協力など
- (3) 呼吸器疾患罹病防止のための環境汚染防止、自然環境保護等に関する下記のための具体的普及、啓蒙活動
- a. 講演会、講習会、セミナー、シンポジウムの開催
 - b. 同上会場における医療器具の頒布
 - c. パンフレット、CD-ROM、ホームページ等の広報ツールの作成
 - d. 機関紙、研究報告書、啓蒙書等の発刊
- (4) 同目的または、類似目的をもつ団体との情報交換およびネットワークの構築事業

第11条 活動の範囲と場所

本法人は、その活動の拠点を、下記事務所で実施するものとするが、特定病院または会員自宅での支援行為もあり得るものとする。

第12条 発足日時と設立総会の開催

本法人は、平成15年3月正式発足を目途とし、14年9月に上記理事を決定後、第1次準備委員会を開催して、上記各項の規定等を確認した。その後、ただちに同理事を発起人として、第1次設立総会を開催、同総会にて、以下の細目規定を承認し、各理事はそれぞれの役割に応じた実効活動を実施することとした。

第13条 <細目規定>

1. 事務所の開設

事務所は、都内に置き、当面の活動規模に応じたスペースとし、とりあえず常務理事または、事務員を雇用する。
雇用契約、雇用と勤務の方法、内容等は別途決める。

2. 事務所設置の費用と運営費用

事務所設置および当面の運営費用は、理事会にて予算と、会費、寄付金、収益事業等による集金方法を協議策定し、集金方法は継続性のあるものにしなければならない。

3. 熟練患者の育成と検定。

熟練患者（エキスパートペイシャント）希望者は、本法人の作成したテキスト等による研修を随時受けるとともに高度の自己研修をめざすものとする。当面、別段の資格等の制約はなく、本法人の主催するイベント等において必要に応じて、それぞれの能力が発揮されることが望まれる。

4. 将来における検定制度による資格の獲得

熟練患者の希望者、および熟練患者は、品位、能力および、モチベーションの向上等を図るため、予め決められた標準テキストにより、将来的には、本法人が決める検定制度に則った資格をうることができる。

5. 入会金、年会費

本法人の入会金、年会費は、正会員の構成および会員に関する規程の定めるところにより下表の通りとする。

区 分		入 会 金	年 会 費
正 会 員	A 会 員	20,000	20,000
	B 会 員	5,000	5,000
	一 般 会 員	不 要	3,000
賛 助 会 員		30,000	一口50,000

6. 寄付金募集方法と、PRツールの作成

理事会等にて、寄付金依頼の予定団体、および予定金額等を策定し、それぞれの担当者が、交渉に当たる。

その際、必要となる本会の趣旨書、設立目的、運営方法、実効の意義、事業計画書、運営予算書等を記載した、資料またはパンフレットを作成しなければならない。

なお、発足後は、広く本法人を周知せしめ、実績等を逐次PRするため、機関紙等の発行、また、将来のグローバル化に対応するため、ホームページの作成、活用等、インターネットによる、広報活動も積極的に実施するものとする。

7. その他、本法人の活動組織および、行動規約、活動の細目等については、すべて本法人の定款に準ずるものとする。

(特定非営利活動促進法に基づく)

正会員の構成および会費等に関する規程

特定非営利活動法人
環境汚染等から呼吸器病患者を守る会

正会員の構成および会費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 環境汚染等から呼吸器病患者を守る会(以下「エパレク」という。)定款第7条および第9条に定める正会員の構成および会費等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(正会員の構成)

第2条 正会員は、次のものをもって構成する。

(1) A会員

エパレクの趣旨、目的を十分に理解し、エパレクが意図する活動方針に準拠した行動が可能な者

(2) B会員

呼吸器病患者で、エパレクの規定条件に合致するエキスパート・ペイシヤント(熟練患者)となりうる者、または将来、患者としてエパレクの活動方針に充分、貢献できる者

(3) 一般会員

エパレクの趣旨・目的に賛同し実質的または経済的支援をする者

(会費)

第3条 会費の額は、次の各号に定める額とする。

(1) A会員の会費は、年額 20,000 円とする

(2) B会員の会費は、年額 5,000 円とする

(3) 一般会員の会費は、年額 3,000 円とする

(4) 賛助会員の会費は、年額 1 口につき 50,000 円とする

2. 前項の規定にかかわらず、年度途中の加入を促進するため、1月1日以降に加入する正会員の会費は、2分の1に減ずる。

(入会金)

第4条 入会金は、次の各号に定める額とする。

(1) A会員の入会金は、20,000 円とする

(2) B会員の入会金は、5,000 円とする

(3) 賛助会員の入会金は、30,000 円とする

(寄付金)

第5条 会費および入会金以外に篤志をもって賛助する場合は、寄付金として受けるものとする。

(納期)

第6条 会員は、会費および入会金を事業年度内に納入しなければならない。

2. 会員が年度の途中で退会する時は、既に納入した会費は、返還しない。

(委任)

第7条 この規定に定めるもののほか会費および入会金等に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

附則

この規定は、平成22年5月24日から施行する。

顧 問 設 置 要 綱

特定非営利活動法人
環境汚染等から呼吸器病患者を守る会

顧 問 設 置 要 綱

(設 置)

第 1 条 特定非営利活動法人 環境汚染等から呼吸器病患者を守る会（以下「エパレク」という。）に顧問を置くことができる。

(種 別)

第 2 条 顧問は、次の 3 種とする。

- (1) 最高顧問 エパレクの理事長職を 2 期以上勤め会務の興隆に尽力した者
- (2) 名誉顧問 エパレクの役員等として会務の発展に尽力した者
- (3) 特別顧問 有為な学識等を有する者

(任 務)

第 3 条 顧問は、会務の重要な事項について、理事長の諮問等に応じる。

(任 期)

第 4 条 顧問の任期は、2 年とする。ただし、双方からなんらかの意思表示がないときは、自動的に再任したものとみなす。

(委 嘱)

第 5 条 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

付 則

1. この要綱は、平成 21 年 10 月 16 日から施行する。
2. 最高顧問の設置等に関する要綱(平成 17 年 1 月 24 日理事会決定)は、廃止する。
3. この要綱の施行前に、委嘱されていた最高顧問、名誉顧問および特別顧問は、この要綱の規定により委嘱されたものとみなす。

非常勤職員設置要綱

特定非営利活動法人
環境汚染等から呼吸器病患者を守る会

非常勤職員設置要綱

(設置)

第1条 特定非営利活動法人 環境汚染等から呼吸器病患者を守る会（以下「エパレク」という。）の事務処理と事業の円滑な運営を図るため非常勤職員を置く。

(名称)

第2条 非常勤職員の名称は、エパレク嘱託員（以下「嘱託員」という。）とする。

(任用)

第3条 嘱託員は、次の要件を備える者を選考により任用する。

- (1) 職務の遂行に必要な知識と能力を有していること
- (2) 健康で意欲をもって職務を遂行すると認められること

(服務)

第4条 嘱託員は、職務の遂行にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 信用を傷つけ、不名誉な行為をしてはならない
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない

(報酬等)

第5条 嘱託員の報酬および費用弁償は、理事長が定める。

(免職)

第6条 嘱託員が次の各号のいずれかに該当する場合は、免職することができる。

- (1) その職に必要な能力又は適格性を欠く場合
- (2) 第4条に規定する服務の遵守事項に違反した場合

付則

この要綱は、平成22年5月24日から施行する。

辞 令

(氏 名)

(発令内容)

エパレク嘱託員に採用する
を命ずる

平成 年 月 日

発令権者 特定非営利活動法人
環境汚染等から呼吸器病患者を守る会

理事長 灰田 美知子

災害時の呼吸器病患者相談室設置要綱

特定非営利活動法人
環境汚染等から呼吸器病患者を守る会

災害時の呼吸器病患者相談室設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災により、呼吸器病で悩んでいる人のために、災害時の呼吸器病患者相談室（以下「相談室」という。）を、エパレク内に設置する。

(構成)

第2条 相談室は、理事長を室長とし、別表に掲げる者を委員として構成する。

- 2 室長は、前項に定める委員のほか、必要と認めるときは、臨時に委員を指名することができる。

(業務)

第3条 相談室は次の業務を行う。

- (1) 呼吸器病に対する相談の回答をすること
- (2) 「HOW TO STUDY ぜんそく」「めざせ！快適生活 成人ぜんそくハンドブック」の無料提供をすること
- (3) その他室長が必要と認める業務

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、室長が定める。

付則 この要綱は、平成23年9月16日から施行する。

NPO法人 エパレク
講師料等支払基準

特定非営利活動法人
環境汚染等から呼吸器病患者を守る会

NPO 法人 エパレク 講師料等支払基準

(目 的)

第1条 この基準は、エパレクが主催する講師派遣事業および学習会事業の講師料等について必要な事項を定め、事業運営の効率化を図ることを目的とする。

(講師料)

第2条 エパレクが招聘する講師料等は、下表を上限に支払うものとする。

ただし、派遣先において講師料が支給されるときは、支払わないものとする。

格付基準		講師派遣事業	学習会事業	
			特別講演会	ミニ勉強会
大学講師	教 授	30,000 円	30,000 円	15,000 円
	その他	24,000 円	18,000 円	12,000 円
専門講師（薬剤師等）		15,000 円	10,000 円	7,000 円
運営スタッフ		5,000 円	5,000 円	3,000 円

※上記金額は、全て源泉所得税、復興特別所得税控除後の金額とする。

(旅 費)

第3条 講師の旅費は、支払いしない。ただし、理事長が必要と認める場合は実費を支払うことが出来る。

(委 任)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

平成25年2月1日から、本改訂版を施行する。

NPO法人 エパレク
感謝状贈呈基準

特定非営利活動法人
環境汚染等から呼吸器病患者を守る会

NPO 法人 エパレク感謝状 贈呈基準

(目 的)

第1条 この基準は、エパレクの事業活動等に賛同し、多額の金品等を寄付した者に対して、理事長が感謝状を贈呈するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(対 象)

第2条 感謝状贈呈の対象となる者は、10万円相当以上の金品を寄付した者とする。

2. 前項の規定により感謝状の贈呈を受けた者が、新たに10万円相当以上の金品を寄付した場合は、再び感謝状の贈呈を受けることができるものとする。

(贈呈の方法)

第3条 贈呈は、感謝状（第1号様式）を授与して行い、副賞に記念品を添えることができる。

(委 任)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この基準は、平成24年3月30日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

感謝状

様

あなたは本会の呼吸器病に関する
啓発活動等に深い関心と理解を
よせられ多額の助成をされましたことは
地域医療の増進に寄与するところ
誠に大きいものがあります
ここに深く感謝の意を表します

平成 年 月 日

特定非営利活動法人
環境汚染等から呼吸器病患者を守る会
(通称:エパレク)

理事長 灰田美知子